

前年所得が基準額に満たない方、あるいは離職状態にある方等、経済的な理由で年金保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付を「免除される制度」があります。

### ①保険料免除制度

経済的な理由などで、保険料を納めることが困難なときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額又は一部が免除されます。申請者本人のほか、配偶者および世帯主の方の前年所得により決定されます。

- ・全額免除 全額 15,040円 が免除
- ・4分の3免除 3/4 11,280円 が免除 (保険料の1/4は納付)
- ・半額免除 1/2 7,520円 が免除 (保険料の1/2は納付)
- ・4分の1免除 1/4 3,760円 が免除 (保険料の3/4は納付)

老齢・障害・遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入され、老齢基礎年金の金額にも反映されます。(一部免除は、免除されない部分の保険料を納付されない場合、その期間は未納となりますのでご注意ください。)

### ②若年者納付猶予制度

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の納付が全額猶予されます。申請者本人と配偶者の前年所得により決定されます。

老齢・障害・遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

### ③追納制度

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納付(追納)することができ、年金額を満額に近づけることができます。(ただし、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされる場合があります。)

\*平成25年度の免除等の受付は平成25年度7月1日から開始され、平成25年7月分から平成26年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

ただし、平成25年7月中に申請する場合は、平成24年7月分から平成25年6月分までの期間(前1年間分)についても申請することができますので、前1年間分の免除等も併せて申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

\*平成25年6月まで一部免除及び失業等を理由とした特例による免除が承認となった方は、7月以降新たに申請が必要です。

お問い合わせ先 町民課住民係まで

## 公的個人認証サービス停止のお知らせ

公的個人認証サービス認証局の「秘密鍵更新作業」実施のため、次のとおりサービスの一部が停止します。

1. 平成25年7月29日(月)～平成25年7月30日(火)  
役場窓口で電子証明書の発行・失効業務ができなくなります。
2. 平成25年7月26日(金)～平成25年7月30日(火)の終日  
利用者がポータルサイトのオンライン窓口を使えません。  
JPKIポータルサイト(www.jpki.go.jp)内にあるオンライン窓口を用いた電子証明書の有効性確認並びに電子証明書の失効申請をすることができなくなります。
3. 公的個人認証ポータルサイト(www.jpki.go.jp)にも掲載されていますので、ご覧ください。